

# つくば市分別収集計画

(第十期：令和5年度～令和9年度)

令和4年(2022年)6月

つくば市

## 目次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	3
3	計画期間	3
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	4
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	6
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み(法第8条第2項第4号)	7
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

## つくば市分別収集計画

令和4年(2022年)6月29日

### 1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済及びライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し履行していくことが重要である。

つくば市(以下、「市」という。)では、平成30年(2018年)6月に「SDGs未来都市」に選定され、持続可能な都市の実現を目指している。その実現のために、市民・企業・大学・研究機関そして行政が一体となりその目標に向けた取組をしているところである。

最終処分を市外に委託している本市においては、ごみの排出抑制を図らなければならない厳しい状況となっており、最終処分場の確保は最重要課題の一つである。

このような状況の中、本計画は容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下、「法」という。)第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図るといった目的で策定したものであり、すべての関係者が一体となって取り組む必要がある。具体的には、市民・事業者については、容器包装の過剰な使用や容器包装廃棄物の排出の抑制に努めることを、行政においては、分別収集の実施や分別基準適合物の調達等である。これを公表することにより、市民・事業者・行政それぞれの役割や取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を、以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制や再使用、リサイクルを基本とした循環型地域社会形成を目指す。
- ・ 分別に対する市民意識の啓発を推進することで資源物とごみとの分別を徹底し、リサイクル率の向上を図る。
- ・ 行政関与の回収と、民間主体の回収とを組み合わせた効率的な資源回収システムを構築していく。
- ・ 分別収集した容器包装廃棄物は、安定的な引渡しと再商品化が継続して行われるようにする。
- ・ 全ての関係者が一体となった取組により、環境負荷の低減を図る。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年(2023年)4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出量の見込み	5,241t	5,315t	5,363t	5,396t	5,419t

(令和3年度処理実績と令和3年度に実施した市の人口推計(小地域・1歳階級)を用いて算出)

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

### (1) 啓発事業の強化

- ・ 広報紙、ホームページ、区会回覧のほか、3Rニュース、ごみの出し方カレンダー、ごみ分別アプリ、出前講座、動画、看板、チラシ等の媒体を通して情報提供を強化し、市民意識の向上を図っていく。
- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制は、全体のごみ減量と深く関係していることから、市民及び事業者に対して、ごみの排出抑制・分別排出・再生利用の意義及び効果等、ごみの減量・リサイクルに関する情報や、ごみ排出量の増加、最終処分場のひっ迫及びごみ処理に要する経費の増加等の廃棄物処理に関する情報を積極的に提供し、ごみの減量やごみ問題に対する認識をより高めていく。
- ・ エコ・ショップ制度を活用し、過剰包装の抑制やリターナブル容器の積極的な利用による容器包装廃棄物の減量、店頭等での容器包装廃棄物の自主回収及び再資源化等に取り組む小売店を、エコ・ショップとして認定し、認定証を交付する。

## (2) 環境教育の推進

- ・つくば市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策として掲げている、環境教育の推進を図る。小中学校への環境カリキュラムの導入や牛乳パックの回収、ごみ減量やリサイクルに関する出前講座、民間のリサイクル施設の見学会、つくばサステナスクエアでの見学者受入及び施設の DVD 貸出し等を実施し、環境教育を充実させていく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装  
 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別  
 収集をする容器包装廃棄物の種類を、下表左欄のように定める。

また、市民の協力度や市が所有する選別施設の能力等を勘案し、収集に  
 係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をするときの容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって、飲料を充填する ためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されて いるものを除く)	古紙(紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙(ダンボール)
主としてポリエチレンテレフタレート製の 容器であって、飲料やしょうゆ等を充填する ためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であっ て上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	200t		203t		205t		206t		207t	
主としてアルミ製の容器	333t		337t		340t		343t		344t	
無色のガラス製容器	(合計) 131t		(合計) 133t		(合計) 134t		(合計) 135t		(合計) 136t	
	(引渡) 0t	(独自) 131t	(引渡) 0t	(独自) 133t	(引渡) 0t	(独自) 134t	(引渡) 0t	(独自) 135t	(引渡) 0t	(独自) 136t
茶色のガラス製容器	(合計) 197t		(合計) 200t		(合計) 202t		(合計) 203t		(合計) 204t	
	(引渡) 0t	(独自) 197t	(引渡) 0t	(独自) 200t	(引渡) 0t	(独自) 202t	(引渡) 0t	(独自) 203t	(引渡) 0t	(独自) 204t
その他のガラス製容器	(合計) 1,035t		(合計) 1,049t		(合計) 1,059t		(合計) 1,065t		(合計) 1,070t	
	(引渡) 153t	(独自) 881t	(引渡) 155t	(独自) 894t	(引渡) 157t	(独自) 902t	(引渡) 158t	(独自) 907t	(引渡) 159t	(独自) 911t
飲料用紙製容器	1t		1t		1t		1t		1t	
段ボール	1,483t		1,504t		1,517t		1,527t		1,533t	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	(合計) 601t		(合計) 609t		(合計) 615t		(合計) 618t		(合計) 621t	
	(引渡) 357t	(独自) 244t	(引渡) 362t	(独自) 247t	(引渡) 365t	(独自) 250t	(引渡) 367t	(独自) 251t	(引渡) 369t	(独自) 252t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 526t		(合計) 533t		(合計) 538t		(合計) 541t		(合計) 544t	
	(引渡) 526t	(独自) 0t	(引渡) 533t	(独自) 0t	(引渡) 538t	(独自) 0t	(引渡) 541t	(独自) 0t	(引渡) 544t	(独自) 0t



9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、令和3年度に実施した市の人口推計（小地域・1歳階級）より、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
256,041人 (対前年度比)	259,658人 (対前年度比)	261,981人 (対前年度比)	263,623人 (対前年度比)	264,756人 (対前年度比)
102.3%	101.4%	100.9%	100.6%	100.4%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん	市の委託業者 による定期回 収	市（選別・圧縮・ 保管）
	アルミ製容器			
製 容 器 ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん	市の委託業者 による定期回 収	市（選別・保管）
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	古紙 （紙パック）	市の委託業者 による定期回 収	市（保管）
	段ボール	古紙 （ダンボール）	市の委託業者 による定期回 収	市（保管）
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	市の委託業者 による定期回 収	市（圧縮・保管）
	プラスチック製容器包 装	プラスチック 製容器包装	市の委託業者 による定期回 収	市（選別・圧縮・ 保管）

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の処理施設については、以下のとおりとする。

かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、つくば市リサイクルセンター内で選別・圧縮・保管を行う。古紙については資源化施設内で保管を行う。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・「つくば市一般廃棄物処理基本計画」の施策に基づき、市民に、分別等への参画を呼び掛けることにより、環境に対する意識啓発をする。
- ・市民団体等による再生資源物回収活動は安定的かつ継続的に行われること、また市民のごみ減量の意識高揚が図れるよう、資源物集団回収奨励金を交付する。
- ・分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録する。3年後の計画改定時に、その記録を基に事後評価を行うことにより、適切な分別収集計画の策定を図る。
- ・容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者等からの委員にて構成されたつくば市一般廃棄物減量等推進審議会にて進捗状況や目標達成状況等を報告し、実施状況の検証を行う。
- ・市民・事業者の理解と協力を得ながら施策を推進する。